

やまなし教育大綱

平成 28 年 2 月

山 梨 県

目 次

| | | |
|---|--|---|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 大綱の位置づけ | 1 |
| 3 | 大綱の計画期間 | 1 |
| 4 | 施策の基本的方向 | 2 |
| | 方針1 世界に通じ、社会を生き抜く力の育成 | 2 |
| | 方針2 確かな学力と自立する力及び 豊かな心と自己実現を図る力の育成 | 3 |
| | 方針3 質の高い教育環境づくりの推進 | 4 |
| | 方針4 健康で豊かな生活を営むことができる 「やまなしスポーツ」の創出 | 6 |
| | 方針5 県民一人ひとりが豊かな人生を送るための 文化芸術の振興 | 6 |
| | 方針6 生涯にわたり学び続けることができる 環境づくりの実現 | 7 |
| | 方針7 地域を担う人財の育成 | 7 |
| | 方針8 山梨の産業を担う人財の育成 | 8 |

1 はじめに

今日、少子化・高齢化、グローバル化の進行、知識基盤社会の到来、地球規模の課題、社会のつながりの希薄化、安全・安心に対する意識の高まり等、教育を取り巻く社会の状況は大きく変化しています。

こうした中、平成27年4月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育大綱の策定、総合教育会議の設置といった新たな仕組みが始まりました。

このため、本県では、教育委員会が策定した「新やまなしの教育振興プラン」の内容を基本とし、「輝き あんしん プラチナ社会」の実現に向けて県政運営の基本方針として策定した「ダイナミックやまなし総合計画」における教育振興に向けた施策や、明日の山梨を担う産業や地域を支える人財の育成などを盛り込み大綱を策定しました。

この大綱に基づき、知事部局と教育委員会が地方創生を見据えた教育の振興や人財の育成に関し十分な意思の疎通を図り、それぞれの役割と責任に応じ、施策に取り組んで参ります。

2 大綱の位置づけ

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について総合教育会議の場で知事と教育委員が協議を行ったうえで知事が定めたものです。

3 大綱の計画期間

計画期間は、平成30年度までの4年間とします。

この大綱における「人財」の表記について

子どもや若者は、本県にとっての「財（たから）」であるという基本的な考え方から、「人材」を「人財」と表記しています。

4 施策の基本的方向

方針1 世界に通じ、社会を生き抜く力の育成

人口減少やグローバル社会の進行などの大きな変化に対応していくため、地域社会の中で絆を保ちながら、それぞれの個性を生かして自立し、率先して行動できる人財や、リーダーシップを発揮できる人財を育成することで、世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します。

子どもたち一人ひとりに生きる力を確実に身に付けさせ、社会的自立の基礎を培うとともに、体系的・系統的なキャリア教育の一層の充実を図り、社会人・職業人としての自立を促します。

グローバル化が進む中、日本文化と異文化の理解をもとに、語学力・コミュニケーション能力、主体性等を身に付けて様々な分野で活躍する人財を育成します。

海外留学など様々な国際交流の機会を充実させ、子どもたちに国際的な視野を持たせます。

地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりに参画する態度を育成します。

防災に関する教育の充実を図り、学校における安全の確保を保障するとともに、児童生徒がその生涯にわたり、自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成します。

社会の情報化が急速に進展する中であって、ICTを効果的に活用することの重要性から、情報活用能力の向上を図ります。

情報化の進展に伴う様々な課題に対応し、情報モラルを身に付けるための学習活動を推進します。

方針 2 確かな学力と自立する力 及び豊かな心と自己実現を図る力の育成

【知】

家庭・地域・学校が連携し、子どもたちの夢や希望の実現に向けた実践的な学習を推進することにより、確かな学力と自立する力を育成します。

基礎的・基本的な知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度などを育成するため、市町村教育委員会と連携し、教員の指導力の一層の向上を図るとともに、子どもたちが主体的・能動的に学べる授業を実践するなど、学力の向上に繋がるよう取り組みます。

学び合う集団の中で、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などを育成します。子どもたちに生きる力や、様々な分野への興味・関心を持たせることにより、社会の変化に対応でき、新たな価値を創造できる人財を育成します。

論理や思考、コミュニケーションや感性・情緒の基盤となる言語力を高めるために、各教科等を通じた言語活動の充実を図ります。

知識基盤社会においては、科学技術は競争力と生産性向上の源泉となっています。このため、次代を担う科学技術系人財の育成が重要な課題となっており、科学技術の土台である理数教育の充実を図ります。

【徳】

道徳教育等の推進により豊かな心と自己実現を図る力を育成します。

健全な自尊感情をもって自立し、主体的、自律的に生きるとともに、他者とかかわることのできる力を育成するため、その基盤となる道徳性を培います。

生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、様々な体験活動を推進するとともに、豊かな情操を育む読書活動の充実を図ります。

教育上の重要課題である、いじめ、不登校、暴力行為などの児童生徒の問題行動の改善に向けて、学校、家庭、地域社会や関係機関が連携した取組を一層推進します。学校教育は、集団での活動や生活が基本となり、学校内での人間関係の在り方は児童生徒の健全な成長に深く影響を及ぼします。このため、学級集団づくり、家庭や地域との連携などに努めるとともに、生徒指導及び教育相談の充実を図ります。

これから親になる若者（中学生・高校生）に子育ての喜びを感じさせ、子どもを生み育てることの意義を考えさせるために、乳幼児との触れ合いなどの活動の充実を図ります。

学校教育で、児童生徒が芸術に対する感性を磨き、郷土の歴史・文化に対する理解を育むために、県内文化施設等における教育普及活動と連携する博学連携を推進します。

方針3 質の高い教育環境づくりの推進

【教育環境づくり】

少人数学級の推進をはじめ、習熟度別指導、補習等の学習支援策を講じ、学力向上やいじめ問題への対応を工夫し、教職員等のきめ細かな指導体制の充実を図ります。学校評価を推進し、その結果に基づく学校運営の改善を図るとともに、保護者や地域住民の代表者等で構成される学校評議員制度の活用等により、学校の教育活動の一層の充実を図ります。

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であることから、社会情勢を踏まえた学校施設を整備します。

学校は、災害発生時には地域住民の避難場所ともなることから、学校施設の総合的な耐震化等を含む防災機能の強化を図ります。

経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対して、引き続き就学の奨励を行います。

【質の高い教育】

知事と教育委員会が教育について課題やあるべき姿を共有し、連携して効果的な教育行政を進めることにより、質の高い教育環境づくりを推進します。

質の高い学習を実現するために必要な、教員の資質能力を総合的に向上させ、教職生活全体を通じて学び続ける教員を、継続的に支援するための仕組みを構築します。生徒の多様化、時代のニーズ、生徒の減少等を踏まえ、魅力と活力ある高校づくりを推進します。

地域の知の拠点である大学等において、それぞれの特長を生かした質の高い高等教育・人財育成が推進されるよう、大学等と県・地域の連携活動を推進します。

私立学校が、建学の精神に基づき、健全な経営の下で特色ある教育活動が促進されるよう、私学助成その他の総合的支援を行います。

【特別支援教育の充実】

インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、特別支援学校における教育の充実及び教育環境の整備を図るとともに、幼稚園、小・中学校及び高等学校におけるきめ細かな特別支援教育体制の一層の充実を図ります。

障害のある幼児児童生徒が自立し社会参加をするために、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、発達段階や障害の状況に即した指導及び支援をさらに充実させます。

障害の有無を問わず、全ての幼児児童生徒が経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育むために、交流及び共同学習を推進します。

特別支援教育は、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒も対象となることから、全ての学校において教員一人ひとりの専門性の向上を図り、教職員の共通理解の中で推進します。

乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育的支援を行うために、医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図ります。

【家庭・地域・学校の連携】

子どもたちの個性と創造力を育む新たな学校づくりに向け、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の設置を推進します。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の充実を図るとともに、質の高い幼児教育・保育を提供するための条件を整備します。

地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、家庭教育支援の充実を図ります。

地域における様々な学習活動を、地域の多様な主体と積極的に連携し、地域住民も一体となって協働して取組を進めていくための環境を整備します。

放課後や週末の地域における子どもたちの学習・体験活動などを支援するため、市町村等と連携した取組を推進します。

方針4 健康で豊かな生活を営むことができる 「やまなしスポーツ」の創出

心身ともに健康で豊かな県民生活と、活力と潤いのある地域社会を実現していくため、健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」の創出を推進します。

幼児期から青年期までの心と体の成長における重要性に鑑み、運動の楽しさを体験できる取り組みを推進するなど、スポーツに親しむ習慣や意欲を養い、子どもの体力の一層の向上を図ります。

子どものスポーツ機会の充実と望ましい生活習慣の確立を目指し、学校や家庭、地域等と連携した取組を促進し、全ての子どもが健康でスポーツを楽しむことができる環境を整備します。

運動やスポーツに対する意識の啓発を図るとともに、関係機関の連携・協働を強めながら、スポーツの実施率向上に向けた取組の充実を図ります。

住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図ります。

本県競技スポーツの競技力向上を図るため、ジュニア育成からトップレベルに至る体系的な人財養成システムの構築や、スポーツ環境の整備を図ります。

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、大規模なスポーツ大会や事前合宿を誘致し、スポーツによる交流の促進や地域の活性化を図ります。

方針5 県民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興

本県の誇る歴史や文化を積極的に発信し、文化の薫る地域づくりに努め、県民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興を推進します。

魅力ある文化を創造し、県民が心豊かな生きがいのある生活を送るために、県内文化施設等において、文化芸術に触れ合い親しむ機会の充実を図ります。

若者をはじめ広く県民に対して文化芸術活動への参加を促進し、裾野拡大を図るとともに、芸術水準の一層の向上を目指します。

文化財は特色ある地域文化の形成に大きな役割を果たすものであり、未来を生きる子どもたちのために、文化財の適切な保存と次世代への継承を推進します。

児童生徒が芸術に対する感性を磨き、郷土の歴史・文化に対する理解を育むために、県内文化施設等における教育普及活動を充実させます。

方針6 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現

健康で生き生きと暮らすことができるよう、生涯にわたり学び続けることができる環境づくりを実現します。

生涯学習の意義について理解を深め、積極的に学習活動に取り組むことができるよう、多様な学習機会の提供に努め、推進体制の充実を図ります。

県民の誰もが自主的・主体的に生涯学習に取り組めるよう、各種の生涯学習施設の充実のほか、関係団体との連携、学習内容・資料の充実を図ります。

生涯学習に取り組む者の活躍できる場を広げるなど、学習成果の活用を支援し、地域社会の活性化につなげていきます。

方針7 地域を担う人財の育成

子どもたちの郷土愛を育み、将来の地域を担う人財を育成するため、家庭・地域・学校が連携した学校運営協議会等の取り組みを推進します。

県民総参加で人口減少問題を解決するため、県民や企業、市町村、大学等と人口減少に伴う問題や対応の必要性について認識の共有を図り、連携協働して取り組みを進めます。

地域全体で子育てを支える環境を整えるため、「子育て支援隊」を結成するなど、安心して子どもを産み育てることができる「子育て協働社会」の構築に取り組みます。

方針 8 山梨の産業を担う人財の育成

基幹産業をはじめとする本県産業の持続的発展を図るため、即戦力として活躍できる人財育成力の強化に取り組みます。

将来の本県産業を担う人財や中小企業の新たな事業展開に必要な人財の確保・定着を図るため、県内の産業界や大学等と連携した取り組みを進めます。

県内企業の魅力を伝える機会を提供することによって、東京圏に在学する学生のU・Iターン就職を進めます。

企業等のニーズを踏まえ、専門教育の充実や大学等と連携した取り組みにより、山梨の産業を担う人財を育成します。

地域の知の拠点である大学等において、それぞれの特長を生かした質の高い高等教育・人財育成が推進されるよう、大学等と県・地域の連携活動を推進します。